ICキャッシュカード特約

1. (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、当金庫が発行するカードのうち、ICチップが付加されたカード(以下「ICカード」といいます。)を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、キャッシュカード規定および法人カード規定(以下「当金庫カード規定」といいます。)の一部を構成し、この特約で定める事項は当金庫カード規定で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は当金庫カード規定により取扱うものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは当金 庫カード規定の定義によるものとします。

2. (ICカードの利用)

ICカードは、次の場合に利用することができます。

- (1) 当金庫所定のICカードが利用できる預金機を使用して預金に預入れをする場合
- (2) 当金庫所定のICカードが利用できる支払機を使用して預金の払戻しをする場合
- (3) 当金庫所定のICカードが利用できる振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替 えにより払戻し、振込の依頼をする場合
- (4) その他当金庫所定の取引をする場合
- 3. (ICカードの発行時における手数料の取扱い)

新規発行、更新、再発行でICカードを発行する際には、当金庫で別にお知らせした手数料をいただきます。

以上

2020年4月現在